

ドイツにおける高齢者の生活

山口高志

在ドイツ日本国大使館 一等書記官

DATA (2007) 人口：8,220万人 高齢化率：20.09% 平均寿命：76.9歳(男) 82.3歳(女)

日本の高齢者の生活がそうであるように、ドイツにおいても、高齢者の生活実態は実に多様である。しかもドイツでは、東西分断と再統一という歴史が、未だ人々の実生活に影を落としており、その多様性を更に複雑なものにしている。こうした中で、人々の生活を規定するあらゆる要素、つまり、家計の状況、健康状態、親族の状況、余暇の過ごし方等、高齢者に関するこれらのデータの平均のみをもって「ドイツにおける典型的な高齢者像」とすることは、読者に誤解を与えるものになりかねない。そこで、本稿では、ドイツの高齢者を取り巻く環境、社会制度、生活習慣等を多様なデータを交えつつ紹介することで、日本との類似点及び相違点を浮き上がらせ、日本の読者にとってドイツにおける高齢者の生活をイメージする一助としたい。

1. 少子高齢化の状況

2007年におけるドイツの高齢化率は20.1%であり、既に5人に1人が65歳以上という社会局面に入っている。同年における新生児の平均余命は男性76.89歳、女性82.25歳であり、これらは年々着実に伸びてきている。その一方で、合計特殊出生率は1.37と、先進諸国の中でも低い部類に入る。こうした状況を背景として、ドイツにおいても少子高齢化は今後更に進み、2030年には高齢化率は29%に達すると見込まれている。同年における日本の高齢化率の推計値は31.8%であるから、日本ほど厳しい状況ではないが、それでもドイツが急速な少子高齢化に直面していることに異論はないだろう。事実、少子高齢化に対する危機感とは社会全体の問題意識としてドイツ国民の間で広く共有されており、毎年の出生率の発表においては、人々は小数点以下二桁台の数字の上昇・下

降に一喜一憂している。こうした人口構造の変化により、今後、ドイツ社会における高齢者の活躍の場は、良くも悪くも確実に増えて行くだろう。

2. 社会保障制度

多くの人にとって稼働能力が限られてくる高齢期の生活を語る上で、社会保障制度は欠かせない要素である。社会保障には、概念上、税財源を中心とする制度(社会福祉)と保険料財源を中心とする制度(社会保険)があるが、ドイツの社会保障は、我が国同様、社会保険を中心に構成されている。そもそもドイツは社会保険発祥の地とされており、年金保険と医療保険は、時の宰相ビスマルクの指導の下、1880年代には既に整備されていた。また、1995年に導入された介護保険も、当時としては世界初の画期的な制度であった。

● 年金保険

多くの高齢者にとって、年金は老後の生活の重要な原資であり、このことはドイツにおいても何ら変わらない。特に旧東独地域においては、老後所得に占める公的年金給付の割合が平均で9割を超えており(旧西独地域における平均は6割程度)、年金への依存の高さが伺える。

ドイツの年金制度における法定の支給開始年齢は65歳であるが、実際にドイツ人が年金受給を開始する年齢は、2007年の平均で63.1歳となっている。また、60歳から64歳までの者のうち、労働に従事している者の割合は近年急激に上昇しており、2007年において男性で42%、女性で25%が有職者である。なお、年金の支給開始年齢は、2012年以降2029年までの間において、段階的に67歳まで引き上げられることが決定しているため、給与収入に頼らなければならな



山口高志 Takashi Yamaguchi

1973年生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業。96年厚生省(当時)入省、保険局国民健康保険課、老健局介護保険課、大臣官房総務課、Employee Benefit Research Institute客員研究員(ワシントンD.C.)、政策統括官付社会保障担当参事官室、大臣官房国際課などを経て2008年から現職。大使館では社会保障・公衆衛生を担当。

い期間は確実に長くなる。したがって、この上昇傾向は今後も続くと思われる。

2008年における年金の給付水準は、15年間加入した老齢年金の場合で、賃金水準の50.5%となっている。今後、この水準は少子高齢化の進行に伴って徐々に低下し、2022年には46.2%となると予測されている。一方、保険料率の水準は19.9%と、15%程度の日本と比較して既に相当高い水準に達しているが、2022年には20.4%と更に上昇するものと見込まれている。少子高齢化の中で、ドイツの公的年金の財政運営は厳しさを増しており、未来の高齢者が豊かな老後を過ごすためには、企業年金のほか、個人年金や貯蓄と言った自助努力が、今後より一層重要になってくるだろう。

●医療保険

ドイツの医療保険制度は、住民の約90%が加入する公的医療保険と、その他の人々が加入する民間医療保険とに分立している。民間医療保険の加入者は、概して公務員、自営業者、高所得のサラリーマンといった現役世代の人々であり、高齢者のほとんどは公的医療保険に加入している。公的医療保険においては、外来の場合、四半期に一度10ユーロの一部負担を払えば、何度医療機関にかかっても追加の負担を求められることはない。入院の場合、一部負担は1日10ユーロであるが、年間28日分という負担上限が設定されており、患者にとって大きな負担とならないよう配慮されている。このほか、医薬品の処方を受けた場合には、価格の10%（下限5ユーロ、上限10ユーロ）の自己負担がある。

公的医療保険の診療報酬(外来)においては、診療所ごとに、担当する診療事例数に応じた費用の目安が定められているため、医師は同じ診療事例において患者を何度診察し

ても、大して利益を上げることはできない。そのため、医師は診療の順番や内容において民間医療保険を優遇していると言われており、社会問題となっている。

なお、公的医療保険の保険料率は収入の15.5%（2009年7月からは経済金融危機に伴う景気対策のため、14.9%に引下げ）と、日本の健康保険と比較すると2倍近い水準に設定されている。これは労働に従事していない年金受給者についても同様であるが、事業主負担に相当する部分は年金保険者が支出する。

●介護保険

ドイツの公的介護保険は、日本の介護保険の手本となった制度であるが、両制度間には異なる部分も多くある。特に、家族介護に対する現金給付が存在することは、その最たるものであろう。ドイツの要介護者のうち、在宅介護を受けている者は2007年末現在で約136万人であり、施設介護を受けている者(約67万人)のおよそ2倍に相当するが、そのうち現金給付を受けている者は、約8割に上る。要介護度による違いはあるが、在宅介護給付の全てを現金給付で受けた場合の給付水準は現物給付の水準の概ね半額以下であり、この現金給付の存在が介護保険財政の悪化を食い止めている面があることは否定できないだろう。ただし、介護サービスへの理解が進んだことやサービス事業者の増加を反映してか、最近では現金給付の受給者は僅かながら減少傾向にある。

ドイツにおいても、老親を介護施設やホスピスに入所させることについて、社会的なスティグマは存在するという。いかに介護施設の処遇が改善されても、人生の最後はやはり家庭で迎えるのが理想的という考えは、ドイツにおいてもなお根強

い。そのため、在宅での介護や医療は勿論、自宅で死を迎える際の本人や家族の不安を取り除くために、ボランティアが付き添う「外来ホスピス」に対する需要が、近年高まりつつある。

● 社会扶助(老齡基礎保障)

ドイツにおいては、困窮した高齢者が尊厳を失うことなく基礎的な生活を営めるよう、65歳以上で生活のための所得・資産が十分でない者に対し、「老齡基礎保障」という社会扶助が存在する。その基本的な仕組みは、基礎的な生活を営む上での資金需要と負担能力を比較して足らざる部分を給付するという形式であるが、通常社会扶助(生活保護)との違いは、配偶者以外の親族が超高額所得者(年間10万ユーロ(日本円にして1,400万円程度)以上の所得があると見込まれる者)でない限り、その負担能力が問われることはなく、また、事後の補償も求められないことである。この制度によって、高齢者は、生活困窮に陥っても、親族に迷惑をかけることなく、基礎的な生活を営むことが可能となっている。

ただ、この老齡基礎保障はあくまでも本人及び配偶者の資力調査を伴う社会扶助の一種であることには留意する必要がある。日本では、一部の政党が主張している「最低保障年金」のようなものと誤解されることがあるが、両者は趣旨も態様も異なるものである。

3. 余暇の過ごし方

ドイツにおける現在の高齢者層は、概して一定水準の資産を持ち、消費意欲の旺盛な人々と見られている。確かに、高齢期に入れば身体能力も低下し、病気や怪我を通じて要介護になるケースも多くなるが、それでも60歳から80歳までの者のうち要介護状態にある人々は、全体の僅か4%に過ぎな

い。高齢者をターゲットにしたビジネスも増えており、例えば旅行代理店には高齢者専用のコーナーが設けられ、また、保養型のホテルやフィットネスクラブも高齢者を上客と見ていると言われている。

近年では、スポーツ、育児、文化活動、教会活動を中心とするボランティア活動への高齢者の参加も、より活発になってきている。ドイツにおいては、14歳以上の者の36%が何らかの形でボランティア活動に参加しているが、各世代のボランティアへの参加状況を比較した1999年と2004年の調査では、高年齢層(56歳以上)における参加率の上昇が際だっている。こうした数字は、自らの余暇において意欲的に社会貢献をしようという元気な高齢者が増えていることを想起させる。

以上、ドイツにおける高齢者を取り巻く状況を概観してきたが、最後に、筆者が介護施設経営者の友人から聞いた興味深い話を紹介して本稿を締めくくりたい。

ドイツにおいて現在の高齢者の生活については一般論として大きな憂いはないが、問題はその後世代であるという。近年、労働形態が変化する中で、安定的かつ十分な賃金を得られる職に就かない若者世代が増えており、老親がなけなしの年金によって子どもたちを経済的に支援するというケースが増えている。当然、こうした若者たちは将来退職年齢に到達しても十分な年金を受け取れず、また、少子化の影響でこれらの世代を支える更に若い世代に十分期待することもできない。

つまり、将来世代が高齢者となった際に、ドイツ社会はより大きな問題に直面するというのである。ドイツが将来世代について抱える悩みは、遠く離れた日本の状況と酷似している。